

デジタルアーカイブ業務委託 プロポーザル実施要領

令和8年4月

鷹栖町

1 趣 旨

鷹栖町では生涯学習を通じた個人の成長と持続可能地域コミュニティを支える社会教育の実現のため、「社会教育アクションプラン（第2次）」等のまちづくりビジョンをもとに、国の登録有形民俗文化財に登録された「鷹栖の装蹄用具及び関連資料」をはじめ、貴重な資料の保全保存、展示、情報発信を進めている。

本事業は、開村以来130年以上の歴史を誇る鷹栖町の郷土文化、史料をデジタル化し公開することで、現在の状態で保全保存を行うとともに、先人が作り上げてきた歴史的財産の価値を高めて次世代へ継承を目指すものである。そのため、価格のみの競争によらず複数の事業者の提案を比較検討し、本町の条件に最も適した企画提案を行った事業者を、デジタルアーカイブ化業務委託の受注候補者として選定することとしている。

本プロポーザルの実施にあたり、事業者の選定手続等必要な事項をこの実施要領で定める。

2 業務概要

(1) 業務名

デジタルアーカイブ構築業務委託

(2) 目的

開村以来、130年以上の歴史を誇る鷹栖町の郷土文化、史料をデジタル化し公開することで、現在の状態で保全保存を行うとともに、先人が作り上げてきた歴史的財産の価値を高めて次世代へ継承を目指すものである。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで
ただし、契約は単年度ごととする。

(4) 委託費（見積提案上限額）

17,213千円（消費税及び地方消費税を含まない。）

さらに、上記金額の内訳において、次のとおり年度ごとの上限を設ける。

また、単年度ごとに受託者と契約する予定である。

① 令和8年度実施項目に関する見積提案額 11,943千円

② 令和9年度実施項目に関する見積提案額 5,270千円

※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

システム維持管理経費に上限額は設けないが、審査対象とするためその点留意すること。

なお、システム維持管理経費は上記見積提案額に含めないものとする。

(5) 業務内容

「本プロポーザル実施要領」及び「別紙1 デジタルアーカイブ構築業務委託 基本仕様書」のとおり。

3 プロポーザルの実施方式

公募型プロポーザル方式

4 担当部局

鷹栖町教育委員会 社会教育課 生涯学習係

住所：〒071-1292 上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

電話：0166-87-2028 FAX：0166-87-2850

電子メール：kyouiku2@town.takasu.lg.jp

5 提案参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第22号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 公告又は指名から契約までの期間において、鷹栖町建設工事等入札参加者指名停止措置要綱（平成12年5月25日）に基づく指名の停止措置を受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規程に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規程に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 鷹栖町暴力団員の排除の推進に関する条例（平成25年条例第32号）第2条第1項第3号に該当しないこと。
- (6) 鷹栖町及び本店所在地において市町村税の滞納がないこと。
- (7) 共同企業体の構成員でない者
- (8) 共同企業体の場合、構成員が他の共同企業体の構成員と重複していないこと。
- (9) 共同体の場合、全ての構成員が第1号から第6号の規定を満たしていること。
- (10) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有している者。

6 選考スケジュール

令和8年4月10日	実施要領公告、申込関係書類配布開始
令和8年4月22日	参加表明書の提出期限
令和8年4月22日	質問書提出期限
令和8年4月27日	参加資格審査結果通知（予定）
令和8年4月27日	質問書回答期限
令和8年5月7日	企画提案書等の提出期限
令和8年5月18日	審査会（ヒアリング）予定
令和8年5月下旬	審査結果通知
令和8年6月上旬	契約締結

※ただし、参加表明書提出者数により、スケジュールを変更する可能性がある。

7 申請手続等

(1) 参加表明書、基本仕様書等の交付期間及び方法

令和8年4月10日(金)から令和8年4月22日(水)まで、鷹栖町ホームページへ掲載するほか、希望する場合は4の担当部局で配布する。

(担当部局での配布を希望する場合は、事前に連絡し日時を調整のうえ、来庁すること)

郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前8時30分から午後5時15分まで。鷹栖町ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

(2) 参加手続き等

本件プロポーザル参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類(以下「参加表明書等」という。)を提出し、参加資格の有無について町長の確認を受けなければならない。

なお、共同企業体として参加を希望する場合は、構成員全員が書類を作成し、代表団体が取りまとめて提出すること。

提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(様式第1号)

(イ) 参加資格審査調書(様式第2号)

(ウ) 登記事項証明書

受理日から起算して3カ月以内に発行されたもの(法務局発行)

(エ) 印鑑証明書

受理日から起算して6カ月以内に発行されたもの(法務局発行)

(オ) 納税証明書

国税 法人税と消費税及び地方消費税について未納がないことを証明するもの(その3の3)

地方税 法人事業税(本社所在地)について未納がないことを証明するもの

(カ) 損益計算書

最近1年間の収支決算書。

※1 (ウ)～(カ)までの証明書類はコピー可

※2 (ウ)～(カ)までの書類は、現在、令和8年度鷹栖町入札参加資格者名簿に登載されている者は省略すること。その場合、(様式第1号)にある「【参考】入札参加資格」欄にて「あり」を選択すること。

イ 提出期限 令和8年4月22日(水)午後5時15分まで

ウ 提出部数 各1部とする。

エ 提出先 4の担当部局

オ 提出方法 持参の場合は平日の午前8時30分から午後5時15分まで(休日を除く)
郵送の場合は一般書留郵便及び簡易書留郵便とし、上記提出期限内必着とする。
(不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。)

カ 留意事項 様式については、参加表明書等提出日時点において記載すること。

(3) 参加資格の確認

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

8 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に、町長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 町長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

9 説明会

説明会等は実施しない。

10 企画提案に関する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。
 - ア 提出方法
質問書（様式第3号）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で到達を確認すること。
 - イ 提出期限
令和8年4月22日（水）午後5時15分まで ※必着のこと
持参する場合、電話で到達を確認する場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（休日は不可）
 - ウ 提出先
4の担当部局
- (2) (1)の質問書に対する回答は、参加表明書を提出した全ての事業者の担当者に対して、令和8年4月27日（予定）に、質問者名を伏せたうえで、質問および回答を電子メールに添付のうえ送付する。複数回に分けて回答する場合もある。

11 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

- (1) 参加する者が1者であっても、プロポーザルを実施する。
- (2) 参加表明者がいなかった場合は、再度公告し、参加表明書等の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。
なお、再度公告し参加表明者が1者以上の場合、プロポーザルを実施するものとする。

12 企画提案書等の提出について

次に定める方法に従い、企画提案書等を提出するものとする。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書提出書（様式第4号）
 - イ 見積書（ただし、内訳を可能な限り詳細に記載すること）

ウ 企画提案書

エ その他必要な書類

(2) 提出方法

「別紙2 デジタルアーカイブ構築業務委託 企画提案書等作成要領」を確認の上、下記のとおり提出すること。提出書類の規格はA4版片とじ・両面とする。A4サイズより大きい書類はA4サイズに折り込むこと。

ア 提出部数

- ・ (1) 「提出書類」のうち、アの書類については1部提出すること。
- ・ (1) 「提出書類」のうち、イ～エまでの書類については一綴りにして提出すること。なお、資料には表紙を作成し、8部提出すること。

イ 提出先

4の担当部局宛に持参又は郵送すること。

持参の場合は平日の午前8時30分から午後5時15分まで（休日を除く。）

郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）

ウ 提出期限

令和8年5月7日（木）午後5時15分まで

13 企画提案書等に関するヒアリング審査の実施

(1) 実施日時

令和8年5月18日（月）予定。（参加者数により変更の可能性有り）

(2) 実施場所

上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号 鷹栖町役場内の会議室

時間及び詳細の場所については、別途指示する。

(3) 実施方法

対面によるプレゼンテーション及び質疑応答形式とする。

最終的な審査実施方法については、企画提案書等の受領後に別途指示する。

(4) 企画提案書に関するヒアリングは、以下に定めるほか、「別紙3 デジタルアーカイブ構築業務委託プロポーザル審査委員会 審査基準」に沿って実施する。

(5) 出席者は、3名以内とする。

(6) ヒアリングは、非公開とする。

(7) ヒアリング時間は、30分以内を予定する。

（最初20分以内で参加者による説明の後、審査委員による質疑を10分以内で行う。）

(8) ヒアリングの説明に際しては、提出した企画提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(9) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、当該プロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等、町長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度町長が指示した日時においてヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリン

グ等を行うことが困難であると認められるときは、当該プロポーザル参加者の審査項目については、全て0点として取り扱うものとする。

(10) 結果については、参加者に対して郵送により通知する。

14 審査の方法等

(1) 審査の主体

「デジタルアーカイブ構築業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき、デジタルアーカイブ構築業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

(2) 審査の基準

「別紙3 デジタルアーカイブ構築業務委託プロポーザル審査委員会 審査基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

企画提案書等及びヒアリングを基に審査し、評点が最も高い者を契約候補者として選定する。評点が最も高い者が複数であった場合は、審査委員の投票により決定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

(4) いずれの提案も、合計点数が、審査委員会が別途定める得点以下の場合には、要求する水準に満たないものとして候補者の選定に至らないものとする。

15 契約の締結

(1) 最優秀提案者に選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調の場合は、順位が高い者から順に契約締結の交渉を行う。

(2) 契約交渉にあたっては、参加者が提案した業務内容を尊重するが、本業務の目的達成のため、本町と契約候補者との協議により、契約締結段階での項目の追加、変更、削除を行えるものとする。従って、契約候補者の決定をもって、企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

16 その他の留意事項

(1) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び企画提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び企画提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング審査）に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は返却しない。

エ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等を無効とし、

参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとる。

キ 企画提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該企画提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとる。

ク 参加表明書等の提出後に辞退する場合には、書面（任意様式）により意思表示を行うこと。提出は持参又は郵送とする。

ケ 企画提案書提出書（様式第4号）に提示した業務責任者および担当者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の者で本町の了解を得なければならない。

(2) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が、参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知を、理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に、町長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(3) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が5に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(4) 申請書等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。（消えるボールペンは不可）

(5) 著作権

提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属するものとする。ただし、本町が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類を無償で使用できるものとする。